

タイ現地インフルエンサーを活用したインバウンド誘客推進業務委託仕様書

1 業務の目的

2024年の訪日外国人旅行者数は、コロナ禍前の2019年を上回る数字を記録しており、2025年も前年を上回るペースで外国人旅行者が日本を訪れている。

その中でも、親日的とされ、リピーター率および個人旅行者（FIT）の割合が高く、東南アジアで最も訪日外国人旅行者が多いタイについては、三重県としてもインバウンドの重点市場に位置付けて取組を行ってきたところである。

そこで、本事業ではタイにおける三重県の認知度向上及び来訪意欲の喚起を図るため、三重県が今年度「Mie Inbound Ambassador 2025」（以下アンバサダーという）に任命したタイのインフルエンサーを招聘し、三重県ならではの「食」や「歴史・文化」といった観光コンテンツに焦点を当てた撮影を行い、映像を用いたプロモーションを展開することでタイからの誘客促進を図るものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務内容

(1) インフルエンサー等の招聘

映像を用いたタイ現地での情報発信を行うため、アンバサダーおよびアンバサダーが指定するインフルエンサー1名、撮影チーム（6名）を県内に招聘し、撮影を行う。招請にあたり、県や撮影チームと連絡をとり、協議しながら、事業全体の企画・調整、招請の日程及び行程の調整、航空券や国内滞在に必要な手配、招聘期間中の行程管理等の一切の業務を行うこと。

ア 撮影チームとの調整および事業の企画

県および撮影チームと協議のうえ、行程を作成する。訪問先の想定は別表のとおりであるが、これを参考にしてタイ人に伊勢神宮、海女、忍者といった三重県ならではの歴史・文化や食等の魅力が十分に伝わる情報発信となるよう、効果的な演出等の撮影コーディネート、映像のストーリー、効率的かつ効果的な行程等を県に提案すること。

【取材の概要（予定）】

時期：令和7年9月下旬から10月中旬

期間：4泊5日

参加者：アンバサダー1名、インフルエンサー1名、撮影チーム6名 計8名

訪問先および行程案：別表のとおり

訪問先および行程案
1日目：バンコク⇒関西国際空港 伊賀市内宿泊
2日目：伊賀流忍者体験（伊賀市）、ほか伊賀市内の観光スポット 夕食 鄙茅（多気町） 宿泊 ニッポニアホテル伊勢河崎（伊勢市）
3日目：伊勢神宮、おかげ横丁、夫婦岩（伊勢市）、ミキモト真珠島（鳥羽市） 宿泊 鳥羽国際ホテルまたはネムリゾートホテル
4日目：海女漁体験、海女小屋、川口農園（志摩市）、松阪牛の夕食（松阪市内） 宿泊 中部国際空港近辺
5日目：中部国際空港⇒バンコク

イ 招請の実施

「ア 撮影チームとの調整および事業の企画」に基づき招聘を実施すること。

- ・招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行い、費用を負担すること。なお、アンバサダー1名とインフルエンサー1名の航空券は往復ともにビジネスクラスとし、撮影チーム6名はエコノミークラスとすること。
- ・国内の移動は専用車またはレンタカーを利用すること。
- ・タイ語の通訳者を1名手配すること。通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。
- ・被招聘者の招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・取材中は受託者から少なくとも1名以上が同行し、行程管理等を行うとともに、被招聘者の取材の様子を各訪問先等で撮影し、報告書に記載すること。
- ・写真や動画の撮影・発信に際し、撮影許可の取得など必要な手続きを行うとともに、被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に施設等の許諾を得ること。また、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(2) 映像配信に係る情報収集及び効果測定の実施

- ・映像の制作・編集・公開に係る作業は撮影チームが行うが、受託者は撮影チームと連絡をとり、映像公開の状況を把握すること。
- ・映像公開後に発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント（いいね、リツイート、コメント等）、再生回数など、プロモーションの効果が測定できる指標に関する情報を収集すること。
- ・プロモーション効果が測定できる指標や分析ツール（Google アナリティクス等）の活用を基に情報発信の前後での三重県の知名度向上や訪問意欲に関する変化の分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性等についてレポートを作成すること。

(3) その他

- ・各事業の企画や実施、スケジュールについて県や撮影チームと連絡をとり、協議しながら決定すること。
- ・上記以外で本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。
- ・アンバサダーが指定するインフルエンサーの出演料、映像制作・公開に係る費用として834,760タイバーツをタイ側に支払うこととし、振込手数料とともに本事業の見積りに含めること。なお、タイバーツは1バーツ4.5円（7月18日時点）で積算すること。
- ・事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- ・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・三重県等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

4 報告書

本業務終了後、以下のとおり、委託業務に係る報告書を紙媒体（2部）及び電子データにより提出すること。

（1）報告書記載事項

① 「3 業務内容」の実施内容および結果

※ 「（2）映像配信に係る情報収集及び効果測定の実施」の効果測定に関しては、契約期間全体を総括して報告すること。

② 上記の他、三重県が指示したもの

（2）納品期限 令和8年3月23日（月）

（3）納品場所 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

（1）業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なることとなる場合がある。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとし、支払先も日本国内の銀行等の口座に限る。

（2）業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

（3）再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 岡田、堀切

電話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以上